

平成28年度 第2回清瀬市地域自立支援協議会 会議録

日 時：平成29年2月22日（水） 10時00分～12時00分

会 場：清瀬市コミュニティプラザひまわり 1階 102会議室

出席者：

（委員）小田会長、山崎副会長、渡邊委員、櫻井（武）委員、中野委員、田中（公）委員、貝沼委員、深堀委員、櫻井（大）委員、田中（慶）委員、小林委員、奥山委員

（欠席）市川委員、山口委員

（事務局）新井障害福祉課長、他2名

（傍聴人）なし

1 開会

2 平成28年度 専門部会活動報告について

・子ども部会

部会長：今年度3回会議を行った。現在は放課後等デイサービスについて情報交換を行っている。事業所が本来の目的に合った運営をしているか、利用者がサービスをどう活用しているのか、計画相談を経て受給者証を取得してから利用するという流れを理解しているかなど、確認すべき点がある。複数の事業所を使っている利用者もいるので、事業所同士で確認事項を共有し、連携を深める必要がある。また、事業所が学校まで児童を迎えに行く際、引き渡し前後に発生する監督責任について、学校側と責任分担をより明確化する必要があると感じている。虐待防止に関しては、内部研修を積極的に行っている事業所もある。地域の中で事業所同士が切磋琢磨し、本来の目的に合った事業を安定的に運営できることが望ましい。

現状を踏まえた課題は、清瀬市在住でないサービス利用者が増えていることと、放課後等デイサービスの支給日数の増加に伴って財政負担も増えていることである。中長期的に考えると、支給量の調整も必要になる。また、学校を卒業した後の成人期の居場所づくりもニーズが高まると思われる。

・相談支援部会

部会長：今年度は、これまで3回開催した。今年度も各事業所の事例を通して、課題抽出や情報交換を行いながら協議を進めた。事例検討以外に、清瀬市第4期障害福祉計画の中で示されている「基幹支援相談センター等機能強化事業」についても検討した。部会の意見の中で一番多い意見は相談支援の機能強化についてである。

地域移行や権利擁護、虐待防止などについて、部会としての意見を取りまとめていきたい。

・就労支援部会

部会長：他市の就労支援の取り組みについて情報収集をした。市内企業に対して障害者雇用に関するアンケート調査を立案したが、商工会との意見交換を経て、時期尚早と考えた。障害者の雇用を促進したいという意向を商工会事務局に伝えた。商工会に加入している企業は個人事業主などが多く、障害者を雇用できる企業は少ないと思われるが、理解と支援が広がることを期待している。今後の取り組みとしては、障害者雇用の現状や働き方などについて商工会に説明し、市内企業の関心を高めていきたい。

・権利擁護部会

部会長：権利擁護部会は7月から9月にかけてアンケートを行い、その結果が出た。集計結果については、後日口頭で報告する。配布枚数が409枚、回収が145枚であった。

3 障害者計画・第4期障害福祉計画事業概要について

・障害者計画について

事務局より障害者計画の進捗状況について説明。

・第4期障害福祉計画事業概要について

事務局より第4期障害福祉計画の進捗状況について説明。

・質疑応答

委員：平成29年度に設立される施設の定員は何名か。

委員：中里に設立される施設は、グループホームが定員7名（予定）、短期入所が定員7名である。

委員：梅園に設立される施設の短期入所は何床になるのか。

事務局：10床となる。

委員：障害者福祉センターのショートステイはなくなるのか。

事務局：平成29年度は継続し、平成30年度に障害者福祉センターでのショートステイ事業は廃止予定である。理由としては、療護園等の民間事業者の定員拡充が進んでおり、行政で補う必要性が低下しているからである。行政機関としての障害者福祉センターで実施するのは、民間事業者の参入が少ない分野で、民間だけでは利用者ニーズに応えられない分野であ

る。民間参入が拡大すれば、市側は縮小や廃止を検討する方針であり、当該事業もその一環である。

委員：子どもの発達支援・交流センターの巡回相談においてコーディネーターの育成とあるが、保育園・幼稚園の職員をコーディネーターとして育成するのか。

事務局：その通りである。

委員：保育園・幼稚園において、配慮が必要な園児の対応が負担になっている。市立の保育園では、巡回相談1回につき園児5~6人の対応をしているが、私立の保育園・幼稚園は10人以上の対応をすることもある。理由としては、私立は保育士等の頻繁な入れ替わりにより、配慮が必要な園児に対応できる職員が限られていることが挙げられる。各園に指導的立場となるような保育士等がいたら組織力向上につながる。

委員：巡回相談自体の周知はどうか。

事務局：子育て支援課が担当課として周知を進めている。

委員：ショートステイの定員不足は深刻であり、本当に緊急の申し込みも相次いでいる。利用者からも短期入所施設を設立してくださいと毎回お願いされている。ひだまりの里の新設により、どの程度事態が改善するか、平成29年度の状況を見て対策を練りたい。

委員：福祉マップ（キラリ安心マップ）は、市内事業所の最新の一覧表を提示してほしい。

事務局：以前、事業所一覧を随時更新した方が良いという意見があったため、毎月東京都に登録されている事業所を確認し、随時一覧表を更新している。障害福祉課の窓口で提供しているが、今後は様々な媒体で事業所情報を提示していきたい。

委員：ホームページ等で市民に向けて情報提供することが望ましい。

委員：生活介護の減少は、施設入所者が減っているためか。

事務局：施設入所が減少しているのは、病院への長期入院や死亡によるもので、施設から地域移行したためではない。

委員：ヘルプカード、ヘルプマークを配布して、実態の把握や検証はしているか。また、平成29年度に障害者週間の周知に繋がる企画を開催するとあるが、そのための予算計上をしているのか。

事務局：そのための予算計上はしていない。

委員：放課後等デイサービスについて、今年の4月から法改正で要件が厳しくなり、職員の確保が厳しくなるのか。

事務局：1年間の移行期間があるが、その後は要件が厳しくなる。

委員：3年以上経験がないと資格が取れなくなる。パート職員にも影響が出るか、都に聞いたが、2月2日時点では国から情報提供がないということ

だった。

委員：近隣市の住民が清瀬市内の放課後等デイサービス事業所を利用しており、清瀬市民が利用できないという本末転倒な現象が見受けられる。そのような実情を近隣市に伝え、当該現象の解消を図ってほしい

委員：緊急に利用できるショートステイ制度だが、他区の事例では、独自に通所の支援の中に入れていた。そこでは0歳から64歳までの方たちが登録制でやっていた。手続きは電話1本で済み、8名定員で宿泊は4名。緊急の冠婚葬祭等があり、保護者も高齢になっている。稼働率は年間通して高く、需要の高さがうかがえる。清瀬市にもそういう事業が必要であるが、財政面での問題がある。入所施設に併設されたところでない、やれないと思う。職員が対応できるかどうかも課題であり、予算的・人的な制限がある。利用者や保護者のニーズにどのような形で応えるかという問題である。

委員：障害者福祉センターは多くの利用者がいるのに、どうしてショートステイを廃止するのかと通所者の声が届いた。民間事業者が参入したから障害者福祉センターでは廃止するというのは、現在の利用者に不便を強いるものであるという意見もある。

委員：障害者福祉センターのショートステイはベッド数が2つしかない。登録者が緊急時に利用したいのに利用できないという状況が続いている。予約の取り合いという事態は望ましくないと考える。ひだまりの里や療護園等は入所施設であり、緊急時の対応等を考慮するとショートステイ先としても望ましいと考えている。平成29年度は、障害者福祉センターに慣れている利用者が新しいショートステイ先に馴染んでいくための1年間と位置付けたい。

事務局：以前から障害者福祉センターには人員配置の面から課題があったことが指摘されている。例えば土日は1人対応になり、万が一大きな災害や障害者施設の事件などが発生しても現場対応が困難であった。そういった緊急時の対応が可能な体制を整えるためには財政的な問題がある。現在、清瀬市は民生費が全体の6割以上を占めており、全てのサービスを拡充することは不可能となっている。そのため、行政と民間の役割分担を見直し、民間の参入が進んできている分野は手を引いていくのが、これからの傾向になる。

委員：現在の障害者計画・障害福祉計画の計画期間が平成29年度で満了となり、平成30年度からの次期計画を策定する。また、全国的な高齢化に伴い、障害者の親も高齢化しているという今日的な課題もある。これらのことも踏まえて、ショートステイのことも含め、本日の協議会で出た意見を計画策定委員会の検討段階での課題に含めることを要望する。

委員：だれでもトイレについてだが、洋式はあるがウォシュレットがないところがある。市の統一的な考え方はあるのか。

事務局：新しい公共施設については、だれでもトイレが設置されており、ストーマ対応やおむつ替えシートが具備されている。比較的古い公共施設では、面積的な制約があり、だれでもトイレを完備することは難しいのが実情である。だれでもトイレの設置場所はキラリ安心マップに掲載されている。また、所管は異なるが、子育て安心おでかけマップにもトイレ情報が掲載されている。

委員：そのようなマップを利用者が手に取りやすいような環境整備をしてほしい。マップ自体はあるので、丁寧な情報提供を希望する。

委員：成年後見人制度の利用について2名とあるが、その内訳は。

事務局：2名とも65歳未満で、障害が理由で成年後見人を選任した。内訳は知的1名、精神1名であった。

4 平成29年度 地域自立支援協議会委員について

事務局より平成29年度4月からの地域自立支援協議会委員について説明した。現在の14名のうち、12名は継続、2名が新委員と交代することの確認。また、新たに1名、委員を追加することを確認した。

5 地域自立支援協議会会議録の公開について

事務局より当協議会の会議録等を市ホームページで公開することについて説明した。

- ・出席/欠席者名は掲載し、発言部分は「部会長」「委員」「事務局」等のみとする。
- ・傍聴人名については、傍聴者の意思を個別に確認する（今回は傍聴者なし）。
- ・説明や報告は要約、質疑応答部分は原則として逐語にて公開する。
- ・配布資料については紙ベースで配布されたものは原則公開する。

6 その他

・情報提供

指定管理者制度を導入している障害者福祉センターと子どもの発達支援・交流センター（とことこ）は、平成28年度をもって指定管理期間が終了する。昨年末に選定委員会に諮った結果、現指定管理者である社会福祉協議会（障害者福祉センター）、嬉泉（子どもの発達支援・交流センター）が継続して次期指定管理者となることとなった（平成29年からの5年間）。

以上